

薬生食輸発0809第3号
令和元年8月9日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成31年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産しそのアトラジン、菜の花のハロキシホップ、ねぎのチアメトキサム及びピーマンのプロフェノホス、米国産セロリのビフェントリン及びラズベリーのメトキシフェノジド並びにベトナム産ふくろたけのクロルピリホス)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第4号(最終改正：令和元年8月2日付け薬生食輸発0802第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、輸入時に実施した中国産ねぎ及び米国産セロリのモニタリング検査において、食品衛生法第11条に基づき定められた残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、中国産ねぎのチアメトキサムに係るモニタリング検査の頻度を30%とし、当該違反を生じた製造者、製造所、輸出者又は包装者の中国産ねぎのチアメトキサム及び米国産セロリのビフェントリンに対する輸入の都度の自主検査を実施することとし、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加(米国産セロリについては別表3に限る。)する。

また、過去1年間の検査実績を踏まえ、中国産しそのアトラジン及びピーマンのプロフェノホス並びにベトナム産ふくろたけのクロルピリホスについてモニタリング通知の別表第3から削除することとする。

さらに、これまでの検査実績を踏まえ、米国産ラズベリーのメトキシフェノジドについてはモニタリング通知の別表第2から削除することとし、菜の花のハロキシホップについてはモニタリング通知の別表第3から削除することとしたので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
令和元年 8月9日	中国	ねぎ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (チアメトキサム)	OCEAN FOODS CO., LTD. ANQIU JINDONG FRUITS AND VEGETABLES CO., LTD
	米国	セロリ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬 (ビフェントリン)	M&M WEST COAST PRODUCE INC.